

令和6年度事業計画

1 基本理念及び行動指針

(1) 基本理念

当センターは、昭和47年（1972年）に「財団法人長野県建築安全協会」として設立され、定期報告支援事業始め建築確認検査事業など様々な事業を通じて、地域の建築住宅産業の発展に貢献してまいりました。

一方、当センターの主要事業である確認検査事業については、本格的な人口減少社会の到来に加え、世帯数の減少などにより、今後、新設住宅着工戸数は大きく減少するものと考えます。

このような中、今後とも安定的な経営を図るため、新たな事業展開について検討を進めるとともに、時代の要請に基づくデジタル化やグリーン化などに的確に対応するため、業務体制について必要な見直しを行い事業推進に努めてまいります。

今後とも県内を業務区域とする第三者機関として、地域に根差したワンストップサービスにより、安心・安全な建築物の確保と良質な住まいづくりを支援し、地域社会の発展に寄与するとともに、県民の皆様に信頼され、「利用され続ける建築住宅センター」を目指してまいります。

(2) 行動指針

基本理念を達成するため、特に、次に留意し事業を遂行します。

① コンプライアンスの徹底

関係法令を遵守するとともに、常に危機管理意識を持ち、社会的な責任を果たします。

② 公正・適確な業務執行

公益的使命を自覚し、業務執行に当たっては公正・中立な立場で適確に行います。

③ 親切・丁寧な対応

顧客のニーズを的確に把握し、業務に当たっては、親切・丁寧な対応を心がけるとともに、顧客の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。

④ 自立精神の確保

効率的な業務の実施、長期的な視点に立った業務展開などにより、健全で自立的な経営の確保に努めます。

⑤ 関係官庁・関係団体との協調

指定権者である長野県や長野市などの特定行政庁との連携を推進するとともに、建築関係団体との協調を図ります。

(3) 事業活動の柱

① 安心・安全な建築物の確保

② 良質な住まいづくりを支援

③ 社会への貢献

2 事業計画

(1) 建築物等の確認・検査事業

令和2年10月から県下全域を業務区域とし、確認・検査業務を実施しています。

○ 建築確認・検査件数 (単位：件)

区 分	5年度決算見込 () は当初計画	6年度当初計画
建 築 確 認	5,400 (5,700)	5,100
検査 (中間・仮使用・完了)	5,000 (5,100)	4,800

注) 建築確認は計画変更を含む。

(2) 構造計算適合性判定事業

「適合判定室」において構造計算適合性判定業務を実施します。

○ 適合判定件数 [棟数] (単位：件)

区 分	5年度決算見込 () は当初計画	6年度当初計画
適 合 判 定	18[30] (20[20])	20[20]

(3) 住宅保証機構(株)等との委託事業 (住宅瑕疵担保責任保険事業)

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、国から保険法人として指定を受けている住宅保証機構(株)と委託契約を締結し、住宅瑕疵担保責任保険等事業を実施します。

○ 保険取扱件数 (単位：件)

区 分	5年度決算見込 () は当初計画	6年度当初計画
住宅瑕疵担保保険申込	500 (560)	410
保険法人検査※	0 (0)	0

※「すまい給付金」に対応した住宅瑕疵担保保険検査と同等の検査

(4) 住宅金融支援機構の適合証明事業 (フラット 35)

民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構 (旧住宅金融公庫、以下「支援機構」という。) が行う証券化事業 (適合証明業務) を、支援機構と協定を締結し、新築住宅に係る設計審査及び現場審査を実施します。

○ 適合証明件数 (単位：件)

区 分	5年度決算見込 () は当初計画	6年度当初計画
受 付 件 数	65 (80)	50

(5) 住宅の性能評価等に係る事業

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく登録住宅性能評価機関及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関として、次の業務を実施します。

また、令和3年4月から延べ面積300㎡以上2,000㎡未満の中規模非住宅建築物に対する省エネ適合性判定業務を実施しています。

- ① 長期使用構造等確認業務
- ② 住宅性能評価業務（設計及び建設）
- ③ 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明業務
- ④ すまい給付金に係る現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務
- ⑤ 低炭素建築物新築計画等に係る技術的審査業務
- ⑥ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る業務

○ 受付件数

(単位：件)

区 分		5年度決算見込 () は当初計画	6年度当初計画
① 長期優良住宅 (リフォーム共)		160 (150)	150
② 住宅性能評価 (設計評価・建設評価(既存))		0 (4)	1
③ 住宅性能証明		15 (20)	10
④ 現金取得者向け住宅証明書		6 (10)	—
⑤ 低炭素建築物		20 (90)	5
⑥ 建築物 省エネ法	適合性判定※	45 (70)	35
	技術的審査	30 (20)	20
	性能表示審査 (BELS)	80 (60)	80

※軽微変更含む

(6) 特定建築物等の安全対策の推進事業（定期報告支援）

特定建築物や昇降機等の定期調査・検査を行い、特定行政庁に報告した施設について、施設所有者やメーカー等の求めに応じ、報告済証の発行を実施します。

また、長野県より昇降機定期報告について、受付業務委託を受託しています。

○ 特定建築物等の報告済証発行件数

(単位：件)

区 分	5年度決算見込 () は当初計画	6年度当初計画
報告済証発行	9,000 (9,000)	8,800

3 課題と対応

(1) 確認検査事業のシェアの拡大

主要事業である確認検査事業について、引き続き公正かつ適格に業務を進めるとともに、業務区域拡大に係る取扱い件数の拡大及び県下全域におけるシェアについて過半の確保を図ってまいります。

(2) 2025 年省エネ関連法への対応

来年 4 月の改正省エネ関連法の施行は、当センターの今後の運営に大きく影響することから、所要の準備を早急に進めてまいります。

また、セミナーや研修会を開催するなど、様々な機会を通じて情報提供を図ってまいります。

(3) 営業活動等の推進・サービスの向上

引続き、定期的・継続的な営業活動を行い、従前からの顧客の確保及び新規顧客の獲得に努めるとともに、窓口等における接遇の改善、申請書の適確・スピーディな処理等により、サービスの質の向上を推進します。

確認検査事業に係る電子申請については、令和 3 年度に作成したオンライン利用率引き上げ基本計画に基づき、本制度の周知により対象事業者を増やすとともに対象建築物の拡大も進めてまいります。

(4) 申請手数料の改定（省エネ適判は除く。）

建築確認・検査手数料については、令和元年 8 月に改定を行い、以降、同額としてきましたが、来年 4 月の改正省エネ関連法の施行に向けて、適格な業務の執行及びデジタル化の設備整備を進めつつ、物価上昇を踏まえた職員の処遇改善及び他団体等の料金を勘案し、本年度中の改定について検討してまいります。

(5) その他

① 確認検査員の計画的な採用と若手職員の育成

確認検査員の確保については、公務員の定年延長を踏まえ計画的な採用に努めるとともに、建築基準適合判定資格者に係る受験資格の見直しを踏まえ、当センター若手職員の育成に努めてまいります。

② 効率的な業務の執行と事務・管理経費の削減

事務所毎に定められていた建築確認検査事業に係る業務区域を昨年 12 月に撤廃し、事務所間での業務量の平準化を図りつつ、効率的な業務を行うとともに事務事業の見直しも継続的に行い、費用対効果の観点から経費の削減に努めてまいります。

③ 人事制度（雇用形態・給与体系）等の見直し

人事制度（平成 24 年制定）等については、適宜、見直しを行ってきましたが、公務員の定年延長やセンター職員の高年齢化を踏まえた検討を引き続き行ってまいります。